

第22節 形態10

(網構成)

第98条 I S M交換機と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(接続方式)

第99条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の総合デジタル通信サービス契約約款(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。)に規定されているものと同等とします。
- (3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の総合デジタル通信サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

(その他接続に必要な事項)

第100条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。